○南アルプス市消防団員自動車運転免許取得費補助金交付要綱

令和元年７月３日

告示第４４号

（趣旨）

第１条　この告示は、消防団車両を運転することができる消防団員の確保を図り、災害時における消防活動の体制を整備するため、消防団車両に対応する運転免許（以下「免許」という。）を取得した消防団員に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南アルプス市補助金等交付規則（平成１５年南アルプス市規則第４３号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、南アルプス市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成１５年南アルプス市条例第２２６号）第３条第２項に規定する基本消防団員であって、同条例第４条の規定により任用された団員（以下「団員」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　団員が所属する部が管理する消防ポンプ自動車又は小型動力ポンプ付積載車等（以下「消防団車両」という。）を運転するために必要となる免許の取得をしようとする者

（２）　補助金交付決定を受けた日の属する年度の初日から起算して３年間は、団員として活動する意思がある者

（３）　市税を滞納していない者

（４）　南アルプス市消防団の組織等に関する規則（南アルプス市規則第１３４号）第６条第１項に規定する所属部長の推薦を受けた者

（補助対象経費）

第３条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「法」という。）第９９条に規定する指定自動車教習所において次の各号のいずれかに該当する免許を取得するための入所料、教習料、教材代、検定料及び運転免許試験に要する手数料等とする。

（１）　法第９１条の規定により、運転できる自動車の種類がAT車に限られている者が、その解除を行うための免許の取得（以下「AT限定解除」という。）

（２）　法第８４条第３項に規定する第１種準中型自動車の免許の取得（以下「準中型免許取得」という。）又は第１種中型自動車の免許の取得（以下「中型免許取得」という。）

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内とし、次に掲げる額を限度と

する。ただし、１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（１）　AT限定解除　２０，０００円

（２）　準中型免許取得　８０，０００円

（３）　中型免許取得　９０，０００円

（補助金の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする団員（以下「申請者」という。）は、消防団員自動車運転免許取得費補助金交付申請書（様式第１号）に必要書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の交付決定）

第６条　市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、消防団員自動車運転免許取得費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び請求）

第７条　申請者は、当該免許を取り得したときは、消防団員自動車運転免許取得費補助金実績報告書兼請求書（様式第３号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

（補助金額の確定及び交付）

第８条　市長は、前条の実績報告があったときは、補助金の額を確定し、消防団員自動車運転免許取得費補助金確定通知書（様式第４号）により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金返還）

第９条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（１）　虚偽の申請又はその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）　第２条第２号に規定する期間内に団員でなくなったとき。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。